

第8回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市建設計画策定小委員会

日時：平成15年 3月14日（金）午後5時30分

場所：東予市総合福祉センター2階 第1会議室

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

- ① 平成15年度事業計画（案）について
- ② 新市建設計画策定の進め方（案）について
- ③ 新市建設計画策定小委員会の開催日程（案）について

3 次回会議の開催日程について

4 閉会

○出席委員

石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
井上 豊實	荃田 元近	徳永 英光	久門 渡
森川 義彦	今井 正次	玉井 泰三	

○欠席委員

佐伯 出

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、定刻がまいりました。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会の第8回会議を開会いたします。</p> <p>なお、本日の小委員会は、通常のように一般の方の傍聴、また行政関係者の方も同室しておりますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>会議の開催につきましては、規程第5条第2項によりまして、半数以上の出席が必要ということでございますが、本日の委員数が、委員12名中11名でございますので、本日の会議が成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。</p> <p>それでは、委員長、議事の方、よろしくお願いいたします。</p>
荃田議長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>まず、審議事項①について、事務局に説明を願います。</p>
渡部次長	議長。
荃田議長	計画班長。
渡部次長	<p>恐れ入りますが、会議資料2ページをお開きいただいたらと思います。</p> <p>審議事項①「平成15年度事業計画（案）について」ご説明いた</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>します。</p> <p>1 番目としまして、新市建設計画（案）の策定でございます。前回までの小委員会でご審議いただきました新市将来構想につきまして、それをより具体化するためにリーディング・プロジェクトをはじめ、公共施設の統合整備、財政計画などについて、住民意向調査の結果など、地域住民の皆さんのご意見・ご提言等を十分踏まえた上で、より具体的な検討を行ない、新市建設計画を策定してまいります。</p> <p>次に、住民の皆さんへの周知や啓発であります。新市将来構想ダイジェスト版の作成・配布をはじめ、新市建設計画の策定過程など、新市建設計画に関する事項について、合併の適否を判断する材料の一つとして、協議会だよりやホームページ等を通じて、広く周知・啓発を図ってまいります。</p> <p>続いて、住民意向の把握及び新市建設計画への反映としまして、各市町ごとに、7月中旬以降を目途に住民説明会の開催を予定しております。そこで、新市将来構想及び新市建設計画の素案について、地域の住民の皆さんへお知らせするとともに、新市のまちづくり全般にわたるご意見やご提言をいただき、新市建設計画への反映を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、付託を受けて策定しました新市建設計画（案）を合併協議会へ報告することとしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
荃田議長	<p>ただいま事務局から説明のありました、審議事項①につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いをしたいと思います。質</p>

発言者	議題・発言内容
荃田議長	疑はございませんか。
	玉井委員。
玉井委員	<p>まず、2番目の住民等への周知・啓発、この点につきまして、2点。それから、3番目の住民意向の把握及び新市建設計画への反映、こちらの方について3点質問させていただきます。</p>
	<p>まず、住民等への周知・啓発のことですが、まず1点目。新市将来構想、これは、前回小委員会で承認したわけなんです、この中に書いてますように、合併の適否を判断できる材料の一つとして、将来構想のダイジェスト版を作成して配布するという事なんですけれども、それが、この新市将来構想、これの最終ページの真ん中のところですね、将来構想の財政フレーム、合併後10年間で136億円の削減効果と書いてるような姿になるのであれば、これが新市建設計画の策定のための一つの目安としての数字ということであつたら、それはそれで結構なんですけれども、合併の適否の判断材料として、この数字はちょっと問題があるんじゃないかなと思うんです。</p> <p>例えば、シミュレーションの前に交付税の段階補正などはわからないから考慮しないと書いてあるのに、まとめのところでは、約136億円の削減効果と言い切っているわけなんですよね。段階補正が予想されるということが合併のきっかけの一つじゃなかったんじゃないかなとも思うんですが、これがそのままダイジェスト版になると、この136億円という数字がひとり歩きして、財政的な根拠となってしまうんじゃないでしょうかということですね。</p> <p>適否を判断する材料として提供するのであれば、これは、あくま</p>

発言者	議題・発言内容
玉井委員	<p>である条件下のシミュレーションであるということを書いて、さらに住民の方に十分考え、判断してもらいたいということであるんです。段階補正がどうなったらああなるとか、ああなったらこうなるというふうに、何となく考えられたらいかがでしょうか。</p> <p>また、職員数の削減についても、これ、以前、私言わせてもらったわけなんですけれども、一律に新規採用を50%に抑えるという、これ一本だけでいいのかというのも、これ、ちょっと疑問に残ったりもします。このあたりも何パターンか考えて、住民の方に提示されたらいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。</p>
荃田議長	<p>ちょっと待って。その辺でちょっと。今の二つについて、事務局、答弁願います。それでまた、やってもらうと。長かったら、忘れるから。</p>
玉井委員	<p>わかりました。</p>
荃田議長	<p>136億の件。</p>
事務局	<p>議長。</p>
荃田議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>この将来構想の段階の財政シミュレーションのときにもお断りしておったかと思うんですが、削減効果の数字の出し方には、一定条件を設定してシミュレーションをしたものでございますので、これ</p>

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>が、即、現状になるというふうな形には難しいと思います。そこで、それが即、136億円が合併したら、そうなりますというふうなことではないので、そこら辺の誤解はないように、ダイジェスト版等についてはまたご審議をいただきますので、15年度に入りまして、最初の小委員会でダイジェスト版についても内容等をご審議いただくことにしておりますので、そのときにまたご検討いただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それと、職員数の点につきましても、これも、一定の形を想定をしたというふうなことのお断りの上でさせていただいておるシミュレーションでございますので、その点、実際には、新しい町になったときにどういうふうな職員の計画をするのかというふうなことも協議する、検討していくと思いますので、ここら辺ご理解いただいたらと思います。</p>
荃田議長	<p>玉井委員、どうですか。今の件について、あったらやってください。そして、それが済んだら、そのまた次の質問があったら。</p>
玉井委員	<p>先ほどの件につきましては、できるだけ住民の方が誤解することのないようなダイジェスト版の表現にさせていただきたいということで、これはですからお願いということで、お願いいたします。</p> <p>次の質問に入らせてもらいます。やっぱり住民等の周知・啓発のところの部分なんです、合併の適否を判断できると、住民に周知・啓発を行って、それをして、住民が合併の適否を判断したとするならば、その判断をいかにして汲み取るのか。そのところの方法論をお教え願いたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
荃田議長	事務局、答弁願います。
渡部次長	これは、建設計画を策定、小委員会で付託を受けて策定していくわけですけれども、それをまた逐一協議会へ報告しながら進めさせていくことになろうかと思ひます。その協議会の中での判断というふうになろうかと思ひますが。いかがでしょうか。
荃田議長	玉井委員。
玉井委員	今、ご説明願ひたいと言ったのは、住民が合併の適否を判断したとするなら、その判断というのはどうやって汲み取るのかという、その方法論についてご説明願ひたいと思ひんですが。
荃田議長	暫時休憩します。 (休 憩)
荃田議長	再開いたします。 次、質問があったらやってください。
玉井委員	先ほどの件は、それでいいんですが、続いて、項目3番目、住民意向の把握及び新市建設計画への反映ですね。まず、これについて3点ほど質問させていただきたいと思ひます。 まず1点目、住民説明会を開いて、意見・提言を新市建設計画に反映させるということなんですが、どのような方法、先ほどと同じ

発言者	議題・発言内容
玉井委員	<p>ようなことになってしまうんですけど、どのような方法で意見を取捨選択していくのか、その基準なんかはどういうふうになっているのかというのを、まず1点お聞きしたいと思います。</p> <p>2点目、説明会で意見・提言を反映させるということでしたら、これは、やっぱり、もしかしたら、あるこれまでつくっていたものに修正が加えられるかもしれないということで、もし、修正があった場合は、もう一度住民説明会を開いて、住民の方に納得していただくのかどうか。その点をお聞きしたい。</p> <p>3点目、よろしいですか。これは、ほかの新市の名称の件、それから事務所の位置等検討委員会の絡みもあることなんですけれども、住民説明会の時点では、住民の関心の高いこの二つですね、新市の名称、事務所の位置なんかについては、一定の結論が出て、それをもって説明会を行うのかどうか。そこの3点、ちょっとお教え願いたいなと思います。</p>
荃田議長	<p>あとの名称のことについては、小委員会が別にありますから、その報告があった時点で審議をしてもらったならば、ここで僕のはってこんので、2点について、一括で事務局、答弁願います。</p>
渡部次長	<p>住民説明会を開いた段階でのご意見とか、あるいはご提言、修正に関しても、同じような歩調でということもあろうかと思いますが、2市2町でそれぞれ住民説明会を開催していただくことになりかと思いますが、それぞれの説明会でいただきました皆さん方のご意見等をまた集約して、こちらの小委員会でまず検討していただいて、修正等がもしあった場合にというふうなことでございますけれ</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>ども、その点につきましても、そういうふうなことでございましたら、2市2町のご意見等を取りまとめた上で、小委員会でご検討をお願いしたらと思います。よろしくお願いいたします。</p>
荃田議長	<p>玉井委員。</p>
玉井委員	<p>というのは、さらなる説明会が必要であると、この会で検討の結果なったら、それはそれで今の段階では事業計画ではどうも1回みたいないな感じで、あとの図のところに書いているんですけど、それはあり得ると。</p>
徳永副委員長	<p>玉井委員、この件は、住民の意向は反映するという事は、これ非常に大切なことだけど、我々委員が、住民のお使いをしようじゃないんで、たびたび向こうへ行つて住民さんに聞いて、ここで変更してて、またこうしますやいうんじゃないに、もうちょっと委員が住民の意向をちゃんと腹に据えて、責任を持ってここで結論を出さな、行ったり戻ったりしよつたら委員会は進まんと思うんやね。だから、やっぱり自分の立場をしっかりと持ってもらって、どこの住民にどう言われても、自分は責任を持てることを決めていくというのがこの委員会で、これはお使いの会じゃないんだから、そこだけはお互いが認識しとかんといかんと思うんで、住民の意向を反映せんというんじゃないですよ。</p> <p>1人の意見があつたら、帰つたらまたそこへ説明に行く、そんなことをしよつたら、12万からの人おるのにどないしてやっていけるんですか。やっぱり自分がそれぞれ自分の立場を認識して、ちゃ</p>

発言者	議題・発言内容
徳永副委員長	んと責任のある行動をやっぱりやっていくというのがこの委員会の一つの僕は仕事だと思うんで、できたらそういうふうにご協力を願ったらと思う。
玉井委員	わかりました。
久門委員	今、事務局の説明を、ああいう説明すると、誤解されるよ。絶対に。徳永副委員長の言い方ならいいですよ。それは事務局がすべきじゃないかね。今の、玉井さんはまじめに考えるとね。そういう意見があるたびに、住民にもう一度返して求めるというような感じに取られるよ。それはちょっと撤回しといてもらって。今、徳永委員が言いよるとおりですよ。自分たちは、それを付託されたね、ある程度代表者であるということ認識をすれば、我々も今、会議所なんかで学識経験でいろんな経済界の意見を聞いてここに来ていと思う。恐らく玉井さんも、こういう、1人、1人がおったら、私はそういうふうには自覚を持って、ここの委員会に参加すれば、それは1回、1回住民に、返すというのは、ちょっと難しいよ。これはもう良識ある一つのものでね、やっていかないと。
荃田議長	まあ、久門委員が言うておられるとおりで、玉井委員さんね、これだけの委員さんがおったらね、最終的にどんどんどん絞っていきかけたら、意見が対立して賛否を問わないかんというようなことにはならんけど、そういうこともせざるを得んものもぼつぼつ出てくるんで、最終的にわね。そのときには、これはしようがないんですよ。そやけど、それはあくまでもそれが目的じゃないんですから、

発言者	議題・発言内容
荃田議長	<p>みんなが合意の上で決めていくというのがこの小委員会の精神ですから、それもそやけど、そういう意見がようけ出かけたら、方向を、時間的に決めていかないかんということになったら、最終的な賛否は必要になることもあり得るやら、それはそのときどきの判断ですが、そういうこともあり得るやらわからんということでやっぱり進めていかざったら、これは一つ一つまとまんし、これ皆、代表で出てきておる委員さんですから、帰って必ず説明責任があるんですよ。帰ったら玉井さんみたいなことを言う人がおり、ここへ来たら、また正反対のことを言う人がいたら、ここでもう時間とってもまとまんわけですから、ここはもうあくまでも代表で出てきて、もうどうあろうとまとめてもらうという精神でこの会をしてもらわざったら、この小委員会というのは値打ちも何もあらへん。僕はそういう精神でいっておりますから、意見は意見としても聞きますけれども、最終的にこの11月の合併というのが一つの目標になっておりますから、それまでにどういように詰めていくかというのは、事務局が手順を組んでやっておりますから、それを一つも二つも延びるじゃの、延ばすやいうことに僕はならんと思うんですよ。</p> <p>それは、個々が勉強してもらわざったら、委員さんの。そういうことにおいては、そういう問題がありましたら、事務局に相談にでも行って、そこである程度のやっぱり我が勉強して、得心してもらわざったら、この委員会自体が前向いていかんのよ。そしたら、いかんということは、委員長の権限において、やっぱり切っていくかないかんことができるやらわかりませんので、やっぱりこの今日は今日の議題があるもんですから、これをどんどん進めていかざったら、これまた次の会まで延ばすということにはならんわけですから、そ</p>

発言者	議題・発言内容
荃田議長	ういうことの中で、やっぱりご協力いただかざったら、会というのが進んでいかんところと思いますので、ひとつよろしくご協力お願いします。
玉井委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
荃田議長	ほかにございませんか。 (「なし」の声あり)
荃田議長	その他、特にないようでしたら、審議事項①「平成15年度事業計画(案)」につきましては、資料のとおりとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。 次に、審議事項②について、事務局より説明を願います。
渡部次長	議長。
荃田議長	事務局。
渡部次長	恐れ入ります。会議資料の3ページをお開きいただいたらと思います。 審議事項②「新市建設計画策定の進め方(案)について」ご説明いたします。 最初に、新市建設計画とはということで、まず(1)としまして、新市建設計画の位置付けですが、新市建設計画は、合併特例法第3

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>条第1項の規定により、合併協議会が作成することとされています。</p> <p>市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民の皆さんや議会に対し、合併市町村の将来に対するビジョンを示し、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものであります。</p> <p>また、新市建設計画に位置付けられた事業につきましては、合併特例法において、合併特例債等の財政支援措置が適用されることとなっております。なお、新市建設計画の内容は、新市発足後に策定されます新市の基本構想や基本計画に引き継がれることとなります。</p> <p>なお、下の図で、その流れをお示ししております。</p> <p>続きまして、4ページでございます。</p> <p>(2) としまして、新市建設計画の内容についてであります。新市建設計画の具体的な内容につきましては、あくまでも合併協議会において、地域の実情に応じ、合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものでありますが、合併特例法第5条第1項では、概ね次の4項目について記載することとされております。</p> <p>1番目としまして、新市の建設の基本方針。2番目としまして、新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項。3番目としまして、公共的施設の統合整備に関する事項。4番目として、新市の財政計画でございます。財政計画につきましては、マニュアルでは、概ね5年から10年となっておりますが、最近では、10年間のものが多いようであります。当協議会でも10年間を予定しております。</p> <p>続きまして、5ページです。</p> <p>新市将来構想との比較を表でお示ししております。新市将来構想</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>につきましては、前回まででご審議いただいておりますので、新市建設計画の主なところにつきまして、項目ごとに説明させていただきます。</p> <p>役割の欄ですが、合併後10年間の新市のまちづくりを明らかにしております。一般的な取扱いの項目の欄ですが、合併に際して、法的に策定が求められております。記述の内容は、新市将来構想と比較しますと、具体事業を中心に、より具体の記述が求められております。計画対象期間は、合併後10年間。平成17年から平成26年を予定しております。リーディング・プロジェクト（主要事業）としましては、財政計画に大きく影響する事業につきましては、具体的に抽出することが望ましいとされております。</p> <p>続きまして、6ページでございます。</p> <p>「新市建設計画策定の基本方針（案）について」ご説明いたします。新市建設計画は、合併特例法に基づいて策定するものであります。その5条で、下の欄でも説明が重複する部分があるんですけども、新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するように適切に配慮されたものでなければならないとされております。</p> <p>そこで、次のとおり、以下のとおりです。建設計画策定に当たっての基本方針（案）をお示ししております。まず（1）ですが、「計画の趣旨」につきましては、合併特例法の規定に基づいて作成する計画について、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、2市2町の速やかな一体性を促進し、地</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであります。</p> <p>(2) 「計画の構成」。これにつきましては、先ほど建設計画の内容のところでご説明いたしました4項目を中心に構成を考えてまいりたいと思います。構成の案につきましては、次の項でご説明いたします。</p> <p>3番目、「計画の期間」につきましては、10カ年度としております。</p> <p>4番目、「策定に当たっての基本的な考え方」につきましては、先に作成しております新市将来構想をもとに、住民意向を踏まえ、その指針を示すものとしております。策定に当たり、特に留意する点としまして、1番目としまして、新市建設計画の基本方針を定めるに当たっては、長期的視野に立って住民の生活等に関するあらゆる面から住民福祉の向上を目指すものとする。2番目として、新市の建設を総合的かつ効率的に推進するものとする。3番目としまして、新市の一体性の速やかな確立を図ることとする。4としまして、新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること。5、新市の財政計画については、依存財源を過大に見積もることのないよう健全な財政運営に努めること。6、公共施設の統合整備につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次取り組んでいくものとする。7、公共施設の統合整備につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次取り組んでいくものとする。8、公共施設の統合整備につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次取り組んでいくものとする。</p> <p>続きまして7ページでございます。</p> <p>先ほどの説明の中で、次の項でご説明しますとしておりました新市建設計画の構成の(案)についてでございます。(1)から(8)までの項目での構成を提示しております。まず(1)として、合併</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	<p>の背景と目的で、合併の必要性、目的等。(2)として、新市建設計画策定の方針で、計画の趣旨、計画の構成、計画の期間等。(3)として、新市の概況。(4)として、新市建設の基本方針。(5)新市の施策。(6)リーディング・プロジェクト。(7)公共施設整備の考え方。(8)財政計画。以上の8項目での構成を考えております。</p> <p>次に、8ページで、4としまして、建設計画策定作業の流れについて、フロー図でお示ししております。6月中を目途に素案を作成し、7月中旬以降に予定しております住民説明会及び県との事前協議等を経て、建設計画(案)を策定し、合併協議会へ報告してまいります。また、県とも事前協議等の期間が必要であり、次の審議事項③で予定しております審議スケジュールにつきましても、前半かなり早いペースでお願いすることになりますが、その点、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
荃田議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました審議事項②につきまして、どなたからでもご意見がございましたら、お願いしたらと思います。ございませんか。</p> <p>久門委員。</p>
久門委員	<p>私も欠席が多かったもので、ちょっとお恥ずかしい質問かもわからんですけど、住民説明会がこれ、予定、8ページ読みよると、7月の中旬から9月の中旬までというか、事務局。、例えば、もし、わかる範囲でどういう形での2市2町がこういう形を、手法をとる</p>

発言者	議題・発言内容
久門委員	のか、わかる範囲で結構です。
荃田議長	事務局、説明願います。
渡部次長	現在のところ、具体的な方法等はお示しできる段階ではございませんので、今後、2市2町で協議させていただきながらということになると思いますけれども、よろしく願いいたします。
荃田議長	久門委員。
久門委員	今は案がないと言うんだけど、ちょっとないでは。我々はわからん。他市の今までの事例とかいうのはどうなんですか。
荃田議長	事務局。
渡部次長	他市の事例というのではないんですけども、今考えられる基本的な形としましては、まず、ダイジェスト版で基本構想のご説明、それと、6月中に、今ご説明しましたように、建設計画の素案をつくっていただくというふうなことで審議を進めさせていただくというふうなご説明させていただきました。その段階である程度の建設計画の話がさせていただけるのではないかと考えております。
久門委員	そこ、私が言いたかったのは、要は、地区の、西条市だったら、15なら15の地区に本当に出向いて行って説明会をするような方法もあるのかとか、そうでない、やっぱり一堂に会して、そうい

発言者	議題・発言内容
久門委員	う地域の代表の方に意見を聞くのかとか、そういう手法はどうなんですか。
荃田議長	事務局。
真鍋局長	この手法につきまして、これは、2市2町でそれぞれの手法があると思います。この地域、地域の公民館とか、学校を通じてその地域の方、いくつか、13なら13、そういうふうにするようなところもあるでしょうし、ある一定のまとめてやっていくような形になる。ただ、この2市2町でそれぞれの住民の方に十分説明ができるような形で、今後、執行をお願いをしたいというふうな形で考えておりますので、おっつけ、またその件につきましては、2市2町で協議をしていただいて、どういうふうな方向で住民の方に啓発、意向調査をするかということ、今後は詳細に詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
久門委員	はい、どうも。
荃田議長	ほかに。井上委員。
井上委員	1点だけ、ちょっと要望をさせていただきたいと思うんです。これ、今回の新市建設計画策定のこれは基本方針で、マニュアル的なもので、これに沿って策定をしていかれるんだろうと思います。今もお話にありましたように、住民の意向も大切に、取り入れてやっていただけるんだと思いますが、ここにも(4)の策定に当た

発言者	議題・発言内容
井上委員	<p>つての基本的な考え方の中にある、各自治体の総合計画を取り入れるような形になっておりますね。これらが10年、各自治体の10年向こうの総合計画を、これはもう住民、議会も全部承認をいただいた計画でございますので、こういうことの整合性を持って、そういう計画を取り入れていただいておりますら、もう住民の意向を十分取り入れた計画になると思うんです。そういう点を十分、各自治体とも10年基本計画というのはちゃんとできておりますので、それはもう一応のそういう過程を踏まえた構想でございますので、ぜひそういうものを十分ひとつ配慮、取り入れていただいております策定をしていただければ結構です。</p>
荃田議長	<p>ほかにもございせんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
荃田議長	<p>特にないようでしたら、審議事項②「新市建設計画策定の進め方（案）」につきましては、資料のとおりとさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
荃田議長	<p>特に異議もないようですので、審議事項②につきましては、資料のとおり進めることにいたします。</p> <p>続きまして、審議事項③について、事務局より説明を願います。</p>

発言者	議題・発言内容
渡部次長	議長。
荃田議長	事務局。
渡部次長	<p>審議事項③としまして、新市建設計画策定小委員会の開催日程(案)というふうなことで、お示ししております。15年度、新年度に入りましての建設計画策定に係るスケジュールでございます。まことに申しわけないんですけども、1点だけ変更させていただきたい点がございます。第10回でございますが、案では、5月14日水曜日というふうなことでお示ししておりますが、まことに申しわけないんですけども、ここを5月17日土曜日午後1時30分からというふうな変更をさせていただきまして、以降はそのスケジュール表のとおりでございます。皆様にご審議いただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
荃田議長	<p>ただいま事務局から説明申し上げました審議事項③につきまして、どなたかご意見ございませんか。</p> <p>日程でございますが。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」の声あり)</p>
荃田議長	<p>特にないようでしたら、審議事項③につきましては、資料のとおりとさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>

発言者	議題・発言内容
荃田議長	<p>特に異議もないようでございますので、審議事項③につきましては、資料のとおり進めることにいたします。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>本日の会議結果につきましては、次回合併協議会において私の方から報告させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。</p> <p>委員の皆さんのご協力に感謝申し上げまして、議長の職をおりさせていただきます。ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、10ページのところに載っておりますが、次回の開催日程でございます。</p> <p>先ほど申し上げましたように、平成15年5月1日、ちょっと日程があくわけなんです、5月1日木曜日、13時30分から西条市役所の5階大会議室で開催したいと思ひます。主な審議予定事項につきましては記載のとおりでございますので、大変お忙しいと思ひますが、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、これを持ちまして、第8回の会議を終了したいと思ひます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>